

【新政クラブ①】

三条市立学校設置条例の一部改正の提案は、3小学校1中学校の統廃合案そのもの。学校統廃合は全市的検討と当該学区の意向調査が前提となる。意向調査は議会一致の請願採択にも応えていない。市民運動が広がつたが「特定の考え方の団体」という教育委員会の姿勢に問題がある。

賛否両論を交えて結論を導く姿勢が必要。前教育長と退職教員が話し合いを求めたが、事実に反する議会答弁が行われ抗議書となつた。

三条の教育が行方を定め漂流を始めている。統合校建設という結論が先行し、一貫教育という衣が後付けの理屈として持ち出され、理想の

が議会一致の請願採択にも応えていない。市民運動が広がつたが「特定の考え方の団体」という教育委員会の姿勢に問題がある。

賛否両論を交えて結論を導く姿勢が必要。前教育長と退職教員が話し合いを求めたが、事実に反する議会答弁が行われ抗議書となつた。

三条の教育が行方を定め漂流を始めている。統合校建設という結論が先行し、一貫教育という衣が後付けの理屈として持ち出され、理想の

条南小学校

【日本共産党議員団】

議第3号三条市立保育所条例の一部改正、議第4号三条市立学校設置条例の一部改正、議第7号動産の取扱い及び認定第1号平成22年度決算の認定について反対の立場で、議第8号平成23年度三条市一般会計補正予算修正案について及び、請願第19号について賛成の立場で討論する。

その中で議第4号は、適正規模の3小学校を廃校に（仮称）第一中学校統合小学校を設置するものである、「小中一貫教育と統廃合を考える全国交流集会」で実際に小中一貫教育を行っている実態を聞くとともに同士の人間関係を損ない、混乱させ、今まで蓄積されてきた大切な教育の仕組みまで崩し、子どもの人格形成に逆行する恐れが高いと語られた。不登校が改善されるという証拠もなく小中一体校の中で増える傾向さえ指摘され、理想的な教育ではないことが実証されてきている。このことからも建設は慎重にすべきである。

【新政クラブ②】

三条高校跡地に一体校を建設することは、市長答弁から最初から結論ありきの事業である。三条市は地元

教育とまで答弁されているが、とても賛成できない。

一貫教育はいまだ研究段階で、専門家の評価は定まっていない。直ちに三条に持ち込む必要は無いし、一中学区にも必然性は無い。

裏館小学校の異例の人事異動をめぐる質疑が行われ、市職員の自衛隊研修も今日から始まっている。戦争は学校と役場から始まつたという過去の歴史に学ぶべき。権力迎合の組織であつてはならない。

三条市の中学校では依然、いじめや不登校があり、学力は全国平均以下となつていて。何らかの対策を早急に講ずる必要がある。

小中一貫教育には中一ギヤップの要因を取り除く効果が期待できる。教職員や保護者、地域の代表などが三年にわたつて議論してきており、市議会でも関連議案を可決してきただ。合併特例債を使える期限も迫つていて。使わなければ市の負担は31億円増える。耐震強度不足の四日町小や条南小を放置しておくことは許されない。

現地改築は在校生の負担が重過ぎや不登校があり、学力は全国平均以下となつていて。何らかの対策を早急に講ずる必要がある。

小中一貫教育には中一ギヤップの要因を取り除く効果が期待できる。教職員や保護者、地域の代表などが三年にわたつて議論してきており、市議会でも関連議案を可決してきただ。合併特例債を使える期限も迫つていて。使わなければ市の負担は31億円増える。耐震強度不足の四日町小や条南小を放置しておくことは許されない。

討論

討論

提出議案、請願などについて、賛否・反対意見を表明することをいいます。

を見せていただく中で昨年市長に就任させていただいてから、今の教育長とお話をさせていただく中で小中

一貫についてしつかりと議論をしてその方向でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

第二中学校区でも「ノ木戸小学校の移転改築によつて、同じ敷地内に小中一貫教育と一体校推進を訴えで再選された。公約違反は許されない。

議第4号三条市立学校設置条例の一部改正について反対理由。

①激甚豪雨災害の復旧が第一である。市民が対立しているようでは良い教育はできない。一時凍結して学区民の合意を得るべきである。

②適正規模校を統廃合して一体校、まさに國定市長の実証実験のような気がする。その根拠は「教育委員会は政治的中立を確保し、長の指揮監督を受けてはならない」とされている。しかし市長は19年12月13日定例会一般質問の答弁で「先進事例

の移転改築によつて、同じ敷地内に小中一貫教育と一体校推進を訴えで再選された。公約違反は許されない。

議第4号三条市立学校設置条例の一部改正について反対理由。

①激甚豪雨災害の復旧が第一である。市民が対立しているようでは良い教育はできない。一時凍結して学区民の合意を得るべきである。

②適正規模校を統廃合して一体校、まさに國定市長の実証実験のような気がする。その根拠は「教育委員会は政治的中立を確保し、長の指揮監督を受けてはならない」とされている。しかし市長は19年12月13日定例会一般質問の答弁で「先進事例

を見せていただく中で昨年市長に就任させていただいてから、今の教育長とお話をさせていただく中で小中一貫についてしつかりと議論をしてその方向でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

③二期目所信表明で「この度の選挙を通じて頂戴した行政への課題へのご意見をはじめ、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら諸課題に全員でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

議第4号三条市立学校設置条例の一部改正について反対理由。

①激甚豪雨災害の復旧が第一である。市民が対立しているようでは良い教育はできない。一時凍結して学区民の合意を得るべきである。

②適正規模校を統廃合して一体校、まさに國定市長の実証実験のような気がする。その根拠は「教育委員会は政治的中立を確保し、長の指揮監督を受けてはならない」とされている。しかし市長は19年12月13日定例会一般質問の答弁で「先進事例

討論

る。一体校の各学年のクラス数は4から5で、かつての「ノ木戸小より少ない。國定市長は昨年の三条市長選で小中一貫教育と一体校推進を訴えて再選された。公約違反は許されない。

議第4号三条市立学校設置条例の一部改正について反対理由。

①激甚豪雨災害の復旧が第一である。市民が対立しているようでは良い教育はできない。一時凍結して学区民の合意を得るべきである。

②適正規模校を統廃合して一体校、まさに國定市長の実証実験のような気がする。その根拠は「教育委員会は政治的中立を確保し、長の指揮監督を受けてはならない」とされている。しかし市長は19年12月13日定例会一般質問の答弁で「先進事例

を見せていただく中で昨年市長に就任させていただいてから、今の教育長とお話をさせていただく中で小中一貫についてしつかりと議論をしてその方向でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

③二期目所信表明で「この度の選挙を通じて頂戴した行政への課題へのご意見をはじめ、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら諸課題に全員でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

議第4号三条市立学校設置条例の一部改正について反対理由。

①激甚豪雨災害の復旧が第一である。市民が対立しているようでは良い教育はできない。一時凍結して学区民の合意を得るべきである。

②適正規模校を統廃合して一体校、まさに國定市長の実証実験のような気がする。その根拠は「教育委員会は政治的中立を確保し、長の指揮監督を受けてはならない」とされている。しかし市長は19年12月13日定例会一般質問の答弁で「先進事例

を見せていただく中で昨年市長に就任させていただいてから、今の教育長とお話をさせていただく中で小中一貫についてしつかりと議論をしてその方向でやつた方が良い」これはまさに教育委員会に対する指揮監督であり違法行為である。

③二期目所信表明で「この度の選挙を通じて頂戴した行政への課題へのご意見をはじめ、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら諸課題に全員でやつた方が良い」